令３－１８肢５

第１　肢の結論

誤り

第２　事後強盗罪の成否

１．問題の所在

甲は，乙宅に侵入して財布を盗んだ後，誰にも発見されずに１キロメートル離れた公園に移動して財布内の現金を確認した。しかし，その後，甲はその金額に満足せず再度乙宅で窃盗しようと考え，乙宅をでた３０分後に乙宅に戻った。その際，玄関扉を開けようとしたところ，帰宅していた乙に発見されたため，逮捕を免れる目的で，乙に犯行を抑圧するに足りる程度の暴行を加えた。甲に事後強盗罪（２３８条）が成立するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

事後強盗罪は，成立しない。よって，成立するとする肢は誤り。

（２）理由

確かに，甲は，窃盗犯人である。この者が，逮捕を免れるため暴行脅迫を乙に加えている。窃盗終了後，乙宅から１キロ離れたが，３０後に暴行を加えており，時間的場所的接着性がある。窃盗から逮捕を免れる暴行を一連の行為と捉えれば，甲は，事後強盗罪の構成要件に該当する。そのため，事後強盗罪が成立するとも思える。

しかし，不当である。甲は，窃盗犯人であるものの，誰にも発見されずに公園に移動している。その後，満足せず現場である乙宅に戻っているが，見つかる危険を考えると戻らない選択もとれたはずである。このように新たな規範の問題に直面しているのに一連の行為とすることは，事実に反する。窃盗の機会は終了しているとして，別評価すべきである。

事後強盗罪は，窃盗の機会に，行われた場合を想定した犯罪する類型である。

本件の甲は，そのケースに該当しないので，事後強盗罪は成立しない。

なお，このように解しても，甲は乙に対し，財産上の利益を確保するため反抗抑圧した暴行を加えたと捉えることができる。これにより，２３６条２項の強盗罪の罪責を問うことができるので，事後強盗罪を成立させなくても，法益保護の鑑点から見ても問題ないと考える。また初めの窃盗罪と２項強盗罪は，別の事実として，併合罪（４５条）となる。

以上